

一般社団法人韮崎市観光協会 表彰者推薦書

1 表彰の種別 ※該当する表彰に○をつけてください。

- (1) 功労者表彰
- (2) 模範観光従業員表彰
- (3) 感謝状

2 被表彰者（表彰される人）の住所、氏名等

本籍地 _____

現住所 _____

かな

氏名 _____

生年月日 _____年____月____日 (____歳) ※留意点参照

3 被表彰者勤務先（所属）

団体・会社・事業所名 _____

業種 _____

所在地（住所） _____

代表者氏名 _____

4 被表彰者の略歴及び推薦の理由

職業（職種） _____

就業（採用）年月日 _____年____月____日

勤続年数 満____年____月 ※留意点参照

表彰暦 _____

【 次葉もご記入ください 】

表彰するに足る事実（推薦理由）

上記の者を表彰されたく推薦いたします。

令和 6 年 月 日

推薦者氏名

一般社団法人韮崎市観光協会会長 宛

【 記載についての留意点 】

- 1 模範観光従業員の表彰については、従業員が従事する事業所等が直接内申を行ってください。
- 2 模範観光従業員として表彰される者は、交通、旅館、土産品、料理飲食店などの観光関連事業所で働く従業員（管理職は除く）で、同一の事業所又は雇い主に引き続き雇用されている者とします。
- 3 表彰するに足る事実は、本人の勤務成績、観光常識、観光事業への貢献の内容、職場における人望などを記入してください。
- 4 年齢・勤続年数は、令和6年3月31日現在で記入してください。
- 5 表彰者が複数いる場合は、この推薦書をコピーして使用してください。

一般社団法人韮崎市観光協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、韮崎市の観光振興並びに観光情報の発信及び交流人口の拡大など、一般社団法人韮崎市観光協会（以下「協会」という。）の目的達成のための諸事業に著しい功績があり、他の模範となる者を総会において表彰を行い、観光事業及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 協会の表彰は、次のとおりとする。

- (1) 功労者表彰
- (2) 模範観光従業員表彰
- (3) 感謝状

(功労者表彰)

第3条 功労者表彰は、次の各号に掲げる者を会員の推薦により表彰する。

- (1) 協会の発展に著しい功績があったと認められる者
- (2) 観光事業及び地域経済の発展に多年にわたって取り組み、その功績が顕著と認められる者
- (3) その他観光全般に関し、功績が顕著であり、表彰に値すると認められる者

(模範観光従業員表彰)

第4条 模範観光従業員表彰は、次の号に掲げる者を会員の推薦により表彰する。

- (1) 永年観光事業に従事し、勤務成績、観光常識、接遇態度等他の模範と認められる者

(感謝状)

第5条 感謝状は、次の号に掲げる者を協会の推薦及び会員の推薦により授与する。

- (1) 個人または団体で観光事業及び地域経済の発展等に積極的に協力し、著しい功績があったと認められる者

(表彰の方法及び時期)

第6条 表彰は、毎年総会において行う。ただし、必要があるときは、臨時に行うことができる。

(表彰者の選考及び手続き)

第7条 推薦者は、第3条、第4条、第5条の規定に該当する者がいるときは、別に定める様式（推薦書）により、会長に内申するものとする。

(審査)

第8条 表彰の審査は理事会において行い、被表彰者を決定する。

附 則

この規程は、一般社団法人韮崎市観光協会設立の登記の日から施行する。

表彰規定の内申基準

第3条関係（功労者表彰）

（2）の多年とは、概ね15年以上とする。

第4条関係（模範観光従業員）

永年とは、原則として次の基準による。

- ア 被表彰者の年齢が55歳以上の場合、勤続10年以上とする。
- イ 被表彰者の年齢が50歳以上55歳未満の場合、勤続15年以上とする。
- ウ 被表彰者の年齢が50歳未満の場合、勤続20年以上とする。

附 則

この内申基準は、一般社団法人韮崎市観光協会設立の登記の日から摘要する。

上部団体との表彰関係基準内規

山梨県観光連盟表彰における一般社団法人韮崎市観光協会長推薦者は、原則として一般社団法人韮崎市観光協会表彰を受賞した者の中より選出する。